

# STOP！JKビジネス NO！自画撮り

埼玉県では、いわゆる「JKビジネス」や「自画撮り」などの性的被害から青少年を守るため、青少年健全育成条例を改正し、規制を強化します。

## 1 JKビジネスの規制

18歳未満の青少年を「JKビジネス」で働かせることや勧誘すること等を禁止

(平成31年4月1日施行)

## 2 自画撮りの規制

18歳未満の青少年に対し不当な方法で裸などの画像を要求することを禁止

(平成30年12月1日施行)

## 3 青少年に対する淫らな性行為等の罰則強化

「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」から

「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に強化

(平成31年4月1日施行)







# 1 JKビジネスの規制

埼玉県では、平成31年4月1日から、いわゆる「JKビジネス」を「有害役務営業」と規定し、18歳未満の青少年を働かせることや勧誘すること等を禁止します。

「JKビジネス」は、女子高校生等による「散歩」や「マッサージ」などの接客サービスを売り物とする営業です。

手軽なアルバイト感覚で働かせようとしませんが、児童買春等の性犯罪に巻き込まれるケースも目立ち大変危険です。

## JKビジネスの例

リフレ	見学・撮影	コミュ・お散歩	カフェ・ガールズバー ガールズ居酒屋	
				
専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（マッサージや添い寝など）	専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業（マジックミラー越しに覗き見など）	専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業（会話の相手、屋外でのデート、お手伝いなど）	客に飲食をさせる営業で、水着や下着、学校の制服や体操着などを着用して異性の客に接するもの	客に飲食をさせる営業で「女子高校生」、「JK」などを店名、広告に使用しているもの

## JKビジネスの怖さ

- 「リフレ」 耳かきや添い寝をするだけのバイトなのに、服を脱がされ、身体をさわられた。
- 「撮影」 胸や下半身を強調する姿勢を撮影させられた。
- 「コミュ」 おしゃべりするだけと言われたのに、個室に連れて行かれ性的な行為を強要された。



### 3 青少年に対する淫らな性行為等の罰則強化

平成31年4月1日から、青少年を深刻な性的な被害から守るため、青少年に対する淫らな性行為等の罰則を引き上げます。

#### 淫らな性行為等の禁止

青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない

2年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

### 相談窓口

#### 子どもスマイルネット(埼玉県)

どんなことでも相談できる、電話相談窓口

名前を言わなくても大丈夫！ 秘密厳守

048-822-7007

【毎日 10:30~18:00・相談無料】  
(祝日・12/29~1/3を除く)

#### 子どもの人権110番(法務局)

・困ったら、一人で悩まず、まず相談

0120-007-110

【平日 8:30~17:15】

(通話料・相談無料)

(さいたま地方法務局人権擁護課につながります。)

・女性をめぐる様々な問題は

女性の人権ホットライン

0570-070-810

#### 警察

・「JKビジネスに誘われている」「自分の性的な画像がインターネットに流れている」などの相談は

**近くの警察署、交番**

又は 9110 (警察相談専用電話)

・少年問題に関する相談は

**少年サポートセンター**

048 865 4152 (保護者用)

048 861 1152 (少年用)

【月~土 8:30~17:15・面接相談は要予約】  
(祝日・年末年始を除く)

#### よい子の電話教育相談(総合教育センター)

学校生活、性格、子どもに関する相談は

7300 (なやみゼロゼロ) または

0120-86-3192 (子供用)

048 556 0874 (保護者用)

(24時間365日・相談無料)

### 埼玉県青少年健全育成条例の問い合わせは

埼玉県県民生活部青少年課 企画・非行防止担当 TEL 048-830-2914 FAX 048-830-4754

## 規制等の内容

### 営業者の禁止行為

青少年に接客させるなど、働かせることが禁止されます。  
青少年を客として立ち入らせることが禁止されます。

6月以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

### 営業者の責務

営業所や広告に青少年の立入禁止の表示が義務付けられます。  
従業者名簿の備付けが義務付けられます。

10万円以下の罰金

20万円以下の罰金

### 勧誘行為の禁止

青少年に働くように勧誘したり、青少年に勧誘させることが禁止されます。  
青少年に客となるように勧誘したり、青少年に勧誘させることが禁止されます。  
青少年に、ピラなどの宣伝文書を撒くことが禁止されます。

30万円以下の罰金

中止命令の対象

### 停止命令等

知事は、違反行為に対して中止命令ができます。  
中止命令違反の場合、営業停止命令ができます。

1年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

### 立入調査等

知事は、指定する職員に営業所への立ち入り、調査、質問、資料提出をさせることができます。

拒否、妨害等  
20万円以下の罰金

## 2 自画撮りの規制

埼玉県では、平成30年12月1日から、いわゆる「自画撮り」被害を防止するため、  
18歳未満の青少年に児童ポルノの提供を求める行為を禁止します。

SNS等で知り合った人に、自分の裸などの写真を送られる「自画撮り」被害が急増中です。

スマートフォンなどで撮った写真を送るとネット上に流出する危険があり、一度流出すると繰り返しコピーされ、削除することは極めて困難です。

相手から、何度もしつこく画像を求められたり、「送ってくれなければ死んでやる」「お金をあげるから」と言われても、一切応じる必要はありません。

## 規制等の内容

### 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を求めること  
青少年を脅したり騙したり、対価を与えるなどして、提供を求めること

30万円以下の罰金